

入院時に提供される食事費用のご負担（入院時食事療養費）

入院時の生活に要する費用のご負担（入院時生活療養費）

1 入院時に提供される食事費用のご負担

入院時に食事が出されたときに、それに要する費用を健康保険に対して請求いたしております。
このとき、入院と在宅等との費用負担の公平化を図るため、利用者様には定額のご負担があります。

負担いただく金額は所得により変わりますが、低所得の場合には、まず市町村に「減額認定」の手続きが必要です。

対象者の分類		食事療養標準負担額 (1食につき)
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	550円
B	C、Dのいずれにも該当しない指定難病患者	300円
C	低所得者(Ⅱ)(市町村民税非課税世帯等)	
	90日目までの入院	270円
	91日目以降の入院(長期該当者)	220円
D	低所得者Ⅰ	130円
	老齢福祉年金受給権者	130円

(令和8年6月1日より)

2 入院時の生活費用のご負担

介護保険との均衡の観点から、療養病棟に入院された場合の生活療養に要する費用
(光熱水費などの居住費)について、入院生活療養費として健康保険に対して請求いたしております。
このとき、利用者様には定額のご負担があります。

負担区分		生活療養標準負担額		
		食費	居住費	
70歳未満	70歳以上(高齢受給者・後期高齢者)	(1食につき)	(1日につき)	
上位所得者 (限度額区分A)	①現役並み所得者・一般患者 (②に該当しない者)	550円	430円	
	②指定難病患者 (低所得者Ⅱ・Ⅰ以外)	300円	0円	
低所得者 (限度額区分C)	③低所得者Ⅱ(④に該当しない者)	270円	430円	
	④低所得者Ⅱ(重篤な病状又は集中的治療を要する者)	90日目までの入院	270円	0円
		91日目以降の入院(長期該当者)	220円	0円
/	⑤低所得者Ⅰ(⑥⑦に該当しない者)	160円	430円	
	⑥低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者(⑦に該当しない者)	130円	0円	
	⑦低所得者Ⅰ(重篤な病状又は集中的治療を要する者)		430円	

※「重篤な病状又は集中的治療を要する者」とは、療養病棟入院基本料の入院料1～24、28～30を算定する患者となっております。入院費お知らせ時の「医療区分・ADL区分評価票」の「患者の状態像評価」にてご確認ください。